

# 障害者 福祉情報

129号 2011年11月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

[http://www.cloverplaza.or.jp/](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

shakyou/sho/sho\_index.htm

## 障害者基本法が一部改正されました

「障害者基本法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が7月29日に成立、8月5日に公布され、一部を除き施行されました。

今回の法改正は、日本が国連の「障害者の権利に関する条約(仮称)」を締結するために必要な国内法の整備の一環として行われました。

改正法では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念のもと、誰もが人格と個性を認め合いながら、ともに生きる共生社会の実現を目的としています。

また、障害者の定義の見直しが行われ、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」と、新たに障害者として発達障害が位置づけられるとともに、社会的障壁の考え方を取り入れられました。

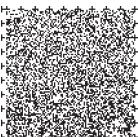
その他、障害を理由とする差別の禁止や、地域社会で障害のある人が権利を侵されることなく、自立した生活を送るための内容が新たに盛り込まれるとともに、施策の基本方針等が示されています。

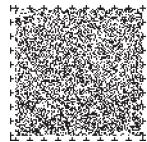
国では、「障害者の権利に関する条約(仮称)」の締結に向け、「障害者差別禁止法」の制定や「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」の制定についても、障害のある人とともに話し合いを進めているところです。

今号では、改正法の概要について紹介します。

### もくじ／通巻129号

- ・ 障害者基本法が一部改正されました…………… 1~4
- ・ 障害者就業・生活支援センターをご存知ですか?…………… 5
- ・ お知らせ…………… 6~7
- ・ ほんだな…………… 8





# 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立  
平成23年8月 5日公布  
(内閣府HPより引用)

## 総則関係(公布日施行)

### 1) 目的規定の見直し(第1条関係)

- ・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

### 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

- ・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

### 3) 地域社会における共生等(第3条関係)

- 1) に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
  - ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
  - ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
  - ・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

### 4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

### 5) 国際的協調(第5条関係)

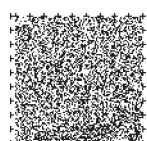
- 1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

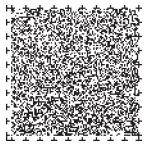
### 6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

### 7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等





## 基本的施策関係(公布日施行)

### 1) 医療、介護等 (第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重等

### 2) 教育 (第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進等

### 3) 療育【新設】 (第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策
- ・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成
- ・その他の環境の整備の促進 等

### 4) 職業相談等 (第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 等

### 5) 雇用の促進等 (第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

### 6) 住宅の確保 (第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

### 7) 公共的施設のバリアフリー化 (第21条関係)

- ・交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等

### 8) 情報の利用におけるバリアフリー化等 (第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

### 9) 相談等 (第23条関係)

- ・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等

### 10) 文化的諸条件の整備等 (第25条関係)

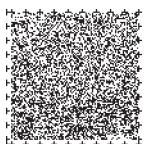
- ・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

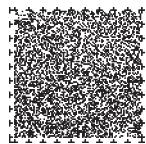
### 11) 防災及び防犯【新設】 (第26条関係)

- ・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に關し必要な施策 等

### 12) 消費者としての障害者の保護【新設】 (第27条関係)

- ・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等





### 13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

### 14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となつた場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

### 15) 國際協力【新設】(第30条関係)

- 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

## 障害者施策委員会等(公布から1年以内に政令で定める日から施行)

### 国) 障害者政策委員会(第32~35条関係)

- 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等

### 地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 等

## 附 則

### 検討(附則第2条関係)

- 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

と本音を出し合つて、自分のことや  
実行委員長の船本さんは、「仲間  
会のことについて、皆で話し合いま  
した。

2日目は、「グループホーム」  
「仕事」「仲間づくり」等、12の分  
科会に分かれ、自分たちの生活や社  
会のことについて、皆で話し合いま  
した。

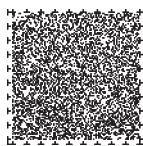
1日目に行われた全体会では、今  
年6月17日に成立し、来年10月1日  
から施行される「障害者虐待防止  
法」をテーマに、差別された体験を  
交えながら勉強会が行われました。

た。  
全国大会が、ウエルとばた(北九州  
市)で開催されました。  
大会には、全国から503人が集  
まり、韓国からの参加もありまし  
た。

「ピープルファーストin  
ふくおか大会」開催

障害のことを考えていきたい。この  
大会をきっかけに、皆さんにもたく  
さんの仲間をつくつてほしい。」と  
話されました。  
自立した生活には、仕事や生活の  
悩みについて気軽に相談できる仲間  
が必要です。仲間をつくり、交流す  
るこのような自主的な活動の必要性  
を感じられた大会でした。





自己負担

利用料

県内にお住まいの障害者の方、家族、関係機関の方（障害者種別は問いません）

かる際の交通費・食事代などは無料。

○生活支援

（健康管り・金錢管理・余暇活動など）の支援を行います。

利用できる方

「どうすれば就職できるのかわからない」「学校を卒業したら支援してほしい」「仕事や人間関係で悩んでいる」「お金の管理に不安がある」などでお悩みの方は、お近くのセンターへご相談ください。

「どうすれば就職できるのかわからない」「学校を卒業した間関係で悩んでいる」「働こうえでお金の管理に不安がある」などでお悩みの方は、お近くのセンターへご相談ください。

「どうすれば就職できるのかわからない」「学校を卒業した間関係で悩んでいる」「働こうえでお金の管理に不安がある」などでお悩みの方は、お近くのセンターへご相談ください。

「どうすれば就職できるのかわからない」「学校を卒業した間関係で悩んでいる」「働こうえでお金の管理に不安がある」などでお悩みの方は、お近くのセンターへご相談ください。

「障害者就業・生活支援センター」をご存知ですか？

主な支援内容

必要に応じて、ハローワークや福岡障害者職業センター、就労移行支援施設などと連携して支援を行います。

○相談

仕事や生活に関する様々な相談に応じます。

○基礎訓練・職場実習

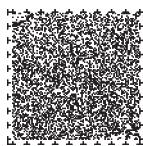
就職経験のない方や就職にて不安のある方に対し、施設での基礎訓練や、企業での職場実習を行います。

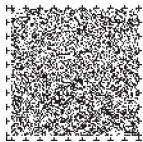
○就職後のフォローアップ

就職後も仕事を続けられるよう職場訪問などをしながら相談支援を行います。また、職場内で困ったことや悩みなどの相談にも応じます。

## 【障害者就業・生活支援センター一覧】

センターナメ	所在地	TEL	FAX	担当区域
北九州障害者就業・生活支援センター	北九州市戸畠区	093-871-0030	093-871-0083	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、おかきまち岡垣町
「デュナミス」	広川町	0943-32-4477	0943-32-4494	八女市、筑後市、広川町
ふくおかんおつ福岡県央	直方市	0949-22-3645	0949-29-1239	のおかたし直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
のはな野の花	福岡市中央区	092-713-0050	092-713-0066	ふくおかしいとしまし福岡市、糸島市
じゃんぶ	田川市	0947-23-1150	0947-46-9506	たがわしあかむらだり町、赤村、福智町
ほっとかん	大牟田市	0944-57-7161	0944-57-7163	おおむたし大牟田市、柳川市、みやま市
ちどり	古賀市	092-940-1212	092-944-4432	こがしうみ町ささぐり町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、柏原町
ちくし	春日市	092-592-7789	092-586-6689	ちくしのしまかわまち筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町
はまゆう	宗像市	0940-34-8200	0940-34-8300	むなかたしふくし宗像市、福津市
ちくぜん	筑前町	0946-42-6801	0946-42-6802	あさくらしちくせんまち朝倉市、筑前町、東峰村
ぼるて	久留米市	0942-65-8367	0942-65-8378	くるめし久留米市、大川市、小郡市、うきは市、たちあらい町大刀洗町、大木町
ばさらBASARA	飯塚市	0948-23-5560	0948-23-5700	いいづかしかもしげんまち飯塚市、嘉麻市、桂川町
エール	行橋市	0930-25-7511	0930-25-7512	ゆくはししぶせんしあんだまち上毛町、築上町、こうげまち行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、よしとみまち





## グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成と重度視覚障害者への「同行援護」サービスがはじめました

10月1日から、グループホーム・ケアホーム利用者に対する家賃の助成と、視覚障害者(児)の外出支援を行う「同行援護」サービスが始まりました。  
利用にあたっては、新たに申請が必要です。  
詳しくはお住まいの市区町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

### 【グループホーム・ケアホームの家賃助成】

**対象者** グループホーム・ケアホームの利用者で、低所得(市町村民税非課税世帯)・生活保護の方

**助成額(月額)** 利用者1人あたり月額1万円(上限)

※家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額

### 【同行援護サービス】

**対象者** 視覚障害により移動に著しい困難を有する方で、国の定める基準に該当する方

#### サービスの内容

- ① 視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
- ② 移動の援護
- ③ 排泄、食事等の介護など

※経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等には利用できません。

## 手話・字幕付きCS放送「目で聞くテレビ」がみれる 「アイ・ドラゴン」をご存知ですか？

現在の地デジ放送には、字幕がつく番組が増えていますが、手話を主とする方にとって、手話放送は貴重な情報源となります。

「アイ・ドラゴン」は、手話と字幕がつく「目で聞くテレビ」を受信するための機器です。

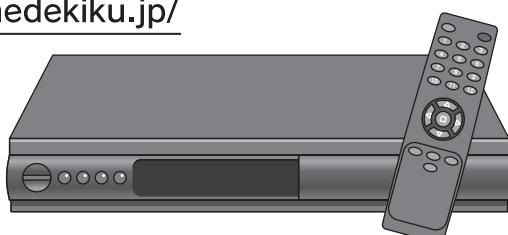
災害時には、テレビを消しても付属の警報機が光で知らせ、災害放送を手話で見ることができます。

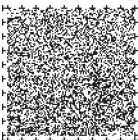
この機器は、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業の対象です。ご希望の方は、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

※市町村によって給付内容が異なります。

※「目で聞くテレビ」の番組の詳細は、<http://www.medekiku.jp/>

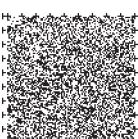
または日本聴力障害新聞をご覧ください。



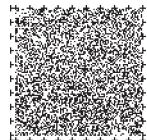


## お知らせ

- 精神保健福祉家族支援・  
関係機関職員講演会**
- ▼日時  
12月2日(金)  
13時30分～15時30分
- ▼場所  
福岡県吉塚合同庁舎  
803会議室  
(福岡市博多区吉塚本町13-1)  
50
- ▼内容  
「精神障がい者を取り巻く国の動向」
- 精神保健福祉冬期講座  
「職場に適応できない人たちへの支援」**
- ▼日時  
12月7日(水)10時～16時  
※受付9時30分～
- ▼場所  
クローバープラザ1階  
クローバーホール  
(春日市原町3-1-1-7)
- ▼内容  
「精神障がい者を取り巻く国の動向」
- 福岡県障害者文化祭**
- ▼日時  
12月3日～9日
- ▼内容  
「最近のうつ病や適応障害の症状と対応について」
- 医療法人慈光会若久病院  
講演2**
- 「職場不適応に対する支援の実際」
- 九州大学 健康科学センター  
准教授 入江正洋氏
- ▼受講料(事前振込み)  
2千円  
※精神保健福祉協会一般会員  
は千円
- ▼申込締切  
11月30日(水)
- ▼申込み・問合せ先  
福岡県精神保健福祉協会  
TEL FAX 092-5884-8720
- 福岡県身体障害者福祉協会  
講演2**
- 「障害者の音楽演奏、合唱、博多にわか、障害者疑似体験」
- ▼入場料 無料
- 福岡県身体障害者福祉協会  
TEL 092-5884-6067  
092-5884-6070
- ▼問合せ先
- ▼場所  
エルガーラ・パーソージュ広場  
(福岡市中央区天神1丁目)



福祉情報センターでは、福祉に関する  
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00~17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで  
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。  
※遠方の方や外出が困難な方のために配達での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問合せ先 福祉情報センター ☎816-0804 春日市原町3丁目1番地7  
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

### 「どうつくる？障害者総合福祉法 権利保障制度確立への提言」

障害者生活支援システム研究会 編

出版:かもがわ出版



わが国の障害者運動史上かつてない規模で闘われた自立支援法反対運動。「障がい者制度改革推進会議」が進めている新たな政策策定作業に向けて、障害者の権利保障を基点に据えた提言をまとめた。

### 「ソーシャルワーク視点に基づく 就労支援実践ハンドブック」

日本社会福祉士会 編集

出版:中央法規



就労支援にかかわるソーシャルワーカー必携の手引書。ソーシャルワーク視点に基づく就労支援を展開するにあたり必要となる知識や基本的なプロセスを解説し、具体的な事例を通して対象者別の支援方法を示す。

### 「家族が知りたい 統合失調症への対応Q & A」

高森信子 著

出版:日本評論社



食事をとろうとしない、ひきこもり、妄想などの日常生活面から、服薬・入院・就労面まで、統合失調症患者をもつ家族が抱える代表的な悩み38に、Q&A式でやさしく答える。

### 「福祉のプロにおくる職場の難問解決Q & A」

久田則夫 著

出版:中央法規



「チームワークが機能しない」「苦手な利用者がいる」といった、福祉の職場で働く人が抱えがちなさまざまな悩みを、Q&Aで解決。『介護人材Q&A』の連載などを元に書籍化。

